別記
様式第二十四号（第七十八条関係）　（Ａ４）

適格特例投資家限定事業開始届出書

（第一面）

（略）

◎資本金又は出資の額（単位：円）
円

◎特定勧誘業務を行おうとする場合にあっては、金融商品取引業の登録又は適格機関投資家等特例業務の届出に関する事項
①金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第29条の登録に関する事項
登録番号　財務（支）局長（金商）第　号
②適格機関投資家等特例業務の届出に関する事項
管轄財務局等

（略）

（第二面）～（第四面）　（略）
記載要領　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記
様式第二十四号（第七十八条関係）　（Ａ４）

適格特例投資家限定事業開始届出書

（第一面）

（略）

◎資本金又は出資の額（単位：円）
円

（略）

（第二面）～（第四面）　（略）
記載要領　（略）

省　令

○総務省令第九十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の三第四項の規定に基づき、電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月一日

総務大臣　村上誠一郎

電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部を改正する省令

電波法による伝搬障害の防止に関する規則（昭和三十九年郵政省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（施工中となる準備の完了） **第六条**　法第百二条の三第四項の規定により、指定行為に係る施工の準備の完了の程度で当該指定行為が施工中となるものは、当該指定行為に係る事項につき次の各号のいずれかに掲げる処分があつたこととする。	（施工中となる準備の完了） **第六条**　法第百二条の三第四項の規定により、指定行為に係る施工の準備の完了の程度で当該指定行為が施工中となるものは、当該指定行為に係る事項につき次の各号のいずれかに掲げる処分があつたこととする。

一　建築基準法第六条第一項の規定による建築主事又は建築副主事の確認（同法第十八条第三項又は第四項の規定による確認済証の交付を含む。）

［一・三　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

一　建築基準法第六条第一項の規定による建築主事又は建築副主事の確認（同法第十八条第三項の規定による適合の通知を含む。）

［一・三　同上］

附　則

この省令は、令和六年十一月一日から施行する。

○財務省令第六十一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十九条の規定を実施するため、国債の発行等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月一日

財務大臣　加藤　勝信

国債の発行等に関する省令等の一部を改正する省令

（国債の発行等に関する省令の一部改正）

第一条　国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（入札発行） **第五条**　［略］ ２　［略］	（入札発行） **第五条**　［同上］ ２　［同上］